鹿選管告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び3分の１の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

鹿角市選挙管理委員会
委員長　　木　村　　正

50分の１の数　　４６１人

3分の１の数　　７，６７４人